審　査　基　準

令和６年１２月１２日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第３１条の２３において準用する第１０条の２第５項
処 分 の 概 要：特例特定遊興飲食店営業の認定証の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○　風俗営業等適正化法施行規則 第１条（認定証再交付申請書の提出） 第９４条第３項において準用する第１２条（認定証の再交付の申請）
審　査　基　準： 判断の基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：１４日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問　合　せ　先：同　　上
備　　考：